

加茂市から転出される皆様へ

◆新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転出証明書等を添えて、新住所地の市区町村役場に転入届をしてください。

◆次の項目に該当する人は、担当窓口で手続きをしてください。 加茂市役所 ☎(代表) 0256-52-0080 (平成28年度版)

確認	項目	担当窓口	加茂市での手続き	新住所地での手続き	
	印鑑登録をしている人	1階 市民課 ①番窓口	転出(予定)日をもって登録を抹消します。「印鑑登録証」をお返してください。	必要な人は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。	
	住民基本台帳カードを持っている人		転出時に住基カードを持っていなくても届け出はできますが転入時に必要です。転出証明書は出ません。転入時にパスワード入力があるので、忘れていたらカードの初期化をします。	転出証明書はありません。住基カードを必ずお持ちください。	
	マイナンバー 通知カード(紙製・緑色)を持っている人				裏面に新住所を記載しますので、窓口にお持ちください。
	マイナンバー 個人番号カード(プラスチック製・写真入)を持っている人		転出時に個人番号カードを持っていなくても届け出はできますが転入時に必要です。転出証明書は出ません。転入時にパスワード入力があるので、忘れていたらカードの初期化をします。	転出証明書はありません。個人番号カードを必ずお持ちください。	
	国民年金・厚生年金をもらっている人				年金受給者の住所変更届をしてください。
	国民健康保険証を持っている人		「国民健康保険証」をお返してください。 学生は加茂市の(学)保険証を持って転出できます。在学証明書または学生証と、保険証をお持ちください。		新たに加入手続きをしてください。 ※解雇等による国保税の軽減期間中の人は届出をしてください。
	70歳～74歳の人		新住所地に提出する「負担区分等証明書」を受領してください。⇒健康課⑥番窓口		「負担区分等証明書」をお持ちのうえ、新たに加入手続きをしてください。
	介護保険証を持っている人	「介護保険証」をお返してください。 要支援・要介護認定を受けている人は「受給資格証明書」を受領してください。 認定等を申請中の人は、加茂市介護・看護支援センターにご相談ください。⇒福祉事務所または第二平成園内		認定を受けている人は「受給資格証明書」をお持ちのうえ、新たに加入手続きをしてください。	

確認	項目	担当窓口	加茂市での手続き	新住所地での手続き
	犬を飼っている人	1階環境課 ⑤番窓口		現在使用している「鑑札」をお持ちのうえ、登録事項変更届をしてください。
	後期高齢者医療保険証を持っている人	1階健康課 ⑥番窓口	県外へ転出する場合は「後期高齢者医療保険証」を返却し、新住所地に提出する「負担区分等証明書」を受領してください。	県外転出者は「負担区分等証明書」をお持ちのうえ、新たに加入手続きをしてください。
	医療費助成を受けている人 (子ども、ひとり親家庭等、 重度心身障害者、妊産婦)		「受給者証」をお持ちのうえ、喪失の届けをください。	「健康保険証」をお持ちのうえ、手続きをください。手続きの際、所得証明書などが必要となる場合があります。新住所地へ転出前にご確認ください。
	精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている人		転出先により手続きが異なりますので、「精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、お問い合わせください。	「精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをください。
	自立支援医療受給者(更生医療)を持っている人		支援内容により手続きが異なりますので、「受給者証」をお持ちのうえ、お問い合わせください。	「自立支援医療受給者証」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをください。
	障害者手帳を持っている人	1階福祉事務所 ⑦番窓口	支援内容により手続きが異なりますので、「手帳等」をお持ちのうえ、お問い合わせください。	「身体障害者手帳」、「療育手帳」をお持ちのうえ、住所変更手続きをください。
	児童手当をもらっている人		住所変更による受給事由消滅届をください(公務員は勤務先で届け出)。	新規認定等の手続きをください。
	児童扶養手当をもらっている人		「児童扶養手当証書」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをください。	「児童扶養手当証書」をお持ちのうえ、住所変更の手続きをください。
	保育園に入っている人		保育園退園の手続きをください。	新住所地でお問い合わせください。
	水道・下水道	2階水道局 下水道課	家族全員の転出で水道等を使用しなくなったときは、水道の中止および下水道の休止手続きをください。印鑑と水道中止手数料 500 円が必要です。	新住所地でお問い合わせください。
	小・中学校の児童・生徒	4階教育委員会 学校教育課	「転出証明書」をお持ちのうえ、転校の手続きをください。在学中の学校から「在学証明書等」を受領してください。	「在学証明書等」をお持ちのうえ、転校の手続きをください。
	小学校新入学予定の人		小学校新入学予定の人は、教育委員会学校教育課に転出をお伝えください。	小学校新入学予定の人は、教育委員会に転入をお伝えください。

◆転出証明書に記載してあることが変更になったときは、そのまま新住所地に提出して変更事項を申し出て転入の手続きをください。

◆転出証明書を紛失したときは、加茂市市民課窓口で再交付の手続きをください。

◆転出を取り消すときは、転出証明書をお持ちのうえ、加茂市市民課窓口で転出取り消しの手続きをください。

(転出を取り消しても、印鑑登録は回復しません。印鑑登録が必要な人は、新たに登録が必要です)